

平成28年第14回教育委員会議事録

平成28年8月30日（火）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成28年8月30日（火）午後2時00分～午後2時57分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音
委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子
委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 徳嵩 淳一 学校整備部長 大竹 直樹
生涯学習スポーツ 齋木 雅之 中央図書館長 森 仁司
担当部長
庶務課長 岡本 勝実 教育人事企画課長 藤江 敏郎
特別支援教育課長 伴 裕和 学校支援課長 朝比奈 愛郎
学校整備課長 和久井 伸男 生涯学習推進課長 本橋 宏己
スポーツ振興課長 阿出川 潔 済美教育センター
所 長 白石 高士
済美教育センター 大島 晃 済美教育センター
統括指導主事 手塚 成隆
済美教育センター 佐藤 正明 中央図書館次長 岡本 幸子
就学前教育担当課長
副 参 事 塩畑 まどか
子どもの居場所づくり担当

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 小野 謙二

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第77号 異議申立て（情報公開請求に対する非公開決定処分）に対する決定について
- 議案第78号 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について
- 議案第79号 教育財産の取得の申出について
- 議案第80号 教育財産の用途廃止及び用途変更について
- 議案第81号 平成28年度杉並区一般会計補正予算（第5号）
- 議案第82号 平成28年度杉並区用地会計予算

(報告事項)

- (1) 「すぎなみ教育報」広告掲載料の新設について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (4) 平成28年度「すぎなみ小・中学生未来サミット」の実施報告について
- (5) 平成28年度「杉並区中学生海外留学事業（第4期）」の実施報告について

目次

議案

議案第77号	異議申立て（情報公開請求に対する非公開決定処分）に対する決定について・・・・・・・・・・	4
議案第78号	地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について・・・・・・・・・・	5
議案第79号	教育財産の取得の申出について・・・・・・・・	7
議案第80号	教育財産の用途廃止及び用途変更について・・・・・・・・	9
議案第81号	平成28年度杉並区一般会計補正予算（第5号）・・・・・・・・	20
議案第82号	平成28年度杉並区用地会計予算・・・・・・・・	21

報告事項

1 報告事項

(1) 「すぎなみ教育報」広告掲載料の新設について・・・・・・・・	10
(2) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・	12
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・	17
(4) 平成28年度「すぎなみ小・中学生未来サミット」の実施報告について・・・・・・・・	17
(5) 平成28年度「杉並区中学生海外留学事業（第4期）」の実施報告について・・・・・・・・	18

教育長 ただいまから、平成28年第14回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございます。事前にご案内のとおり、議案5件、報告事項5件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。まず、議案の審議を行います。が、議案第81号につきましては、平成28年第3回区議会定例会への提出予定議案で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件であることから、区的意思形成過程上の案件となっております。

したがって、同法第14条第7項の規定によりまして、審議を非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第81号につきましては、審議を非公開とし、他の議案の審議と報告事項の聴取が終了した後に審議をすることといたします。

それでは、まず他の議案の審議を行います。

議案の上程説明は事務局よりお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第77号「異議申立て（情報公開請求に対する非公開決定処分）に対する決定について」を上程いたします。

平成24年10月3日付で、和田中学校の運動部の部活動保護者会が企業と契約を締結し、企業から派遣されたコーチが休日の練習指導を行うことに関して、10項目にわたる情報の公開請求がありました。

この情報公開請求に対しまして、実施機関である教育委員会は、対象となる文書を特定した上で、文書が存在するものについては、個人情報を除く情報の公開を決定し、文書が存在しないものについては、非公開の決定をいたしました。

これらの決定のうち、非公開とした文書の公開を求めて異議が申し立てられたものでございます。

この異議申立てを受けまして、平成25年1月21日に杉並区情報公開条

例に基づき、杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問いたしました。

この間、審査会では、私ども実施機関からは理由説明書、申立人からは意見書の提出を求め、また両者に対して意見聴取を行うなどの審議が行われてきました。

その結果、議案に添付した資料のとおり、今月17日付で審査会から、本件異議申立ては棄却すべきであるとの答申が出されました。

この答申を受けまして、処分庁である教育委員会として、異議申立てに対する決定を行うため、本議案を提出するものでございます。

議案を1枚おめくりください。異議申立てに対する決定文でございませぬ。

主文は、「本件異議申立てを棄却する」としてございます。

理由でございませぬが、審査会答申のとおり、条例に反する違法または不当な点はないことから、審査会の判断と同様に、本件異議申立てには理由がないものと認められるため、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等はございませぬでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第77号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませぬか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませぬので、議案第77号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 引き続きまして、日程第2、議案第78号「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について」を上程いたします。

学校支援課長から、ご説明いたします。

学校支援課長 私から、議案第78号につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案を1枚おめくりください。この平成28年10月1日付で、記載の桃井第五小学校、東原中学校、神明中学校、宮前中学校、

泉南中学校、こちらの5校につきまして、新規に学校運営協議会を置く学校として指定するものでございます。また、加えまして、中瀬中学校を再指定するものでございます。

恐れ入ります、参考資料をつけさせていただいてございますが、そちらをご覧くださいいただければと存じます。指定期間につきましては、この平成28年10月1日から4年間、平成32年9月30日までということになります。

なお、中瀬中学校につきましては今回、再指定という形でございますけれども、平成24年10月1日に当初指定させていただきまして、今回は2回目の指定となるところでございます。

杉並区の全校の指定状況につきましては、その推移をグラフ化させていただいてございますので、ご覧くださいいただければと思います。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

伊井委員 今回の指定の学校を見ますと、たまたまかもしれませんが小学校が1校、それから中学校が4校ということになっています。

参考資料を拝見しますと、ほぼ中学校の方が、今回、7割方指定されてきて、そしてまた小学校の方の進みぐあいと少し差があると思うのですけれども、今回、たまたまこのような形で中学校が中心だったのか、あとは全体の指定に関しての学校数とか、見通しとか、それから方針とかございましたら、ご説明いただきたいと思います。

学校支援課長 今回の小・中学校の校数については、特段のものがあってこういうふうになったわけではございませんで、それぞれの学校、地域の実情を伺いながら、最終的にこの校数に至ったというものでございます。

私どもの目標といたしましては、あくまでも平成33年度までに全小・中学校の指定という大きな目標がございますので、それに向けまして、それぞれの小・中学校に私どもが出向きまして、学校の実情、地域の実情を伺いながら、形骸化することのないように、慎重に決定させていただいているところでございます。

教育長 教育委員会がどこどこを地域運営学校にこなさいという形で指定をしたり、あるいは指導をしたりしていくのではなくて、学校や学校の関係者、あるいは学校の教育活動を一緒に行っている地域の方々や

様々な関係機関が協議を重ねながら、日ごろの取組のあり方や今後のあり方等をよく話し合いをして、学校運営協議会を持つ地域運営学校にしていこうという合意が十分形成されたら指定していこうというのが、教育委員会のこれまでの考え方だったわけで、何が何でも数を稼ぐために、あるいは何が何でも目標を達成するために学校運営協議会を設置するように指導してきたわけではないわけで、今後もその方向としては、私はそれが正しいだろうと考えます。

やはり、学校と学校を支える地域がよく話し合いをし、実績を積み重ねて、そして次の段階として、学校運営協議会を設置して、子どものこと、教育のこと、あるいは地域のことをみんなで考えていく、そういうコミュニティといいますか、基盤をつくっていくということです。何年までに全校指定という目標はありますけれども、やはりこれは学校を育てていくと考えれば、多少時間がかかっても、じっくり時間をかけて粘り強く取り組んでいくことが必要かなと思います。

ですから、担当課でこの間、様々な取組を支援しながら進めてきているやり方をこれからも続けていくことが望ましいと考えます。

庶務課長 それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第78号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第78号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 引き続きまして、日程第3、議案第79号「教育財産の取得の申出について」を上程いたします。

学校整備課長から、ご説明いたします。

学校整備課長 それでは、議案第79号について、ご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項では、地方公共団体の長は、教育委員会の申し出を待って、教育財産の取得を行うこととなっておりませんが、富士見丘中学校に隣接する事業用地につきまして、区長に対して教育財産の取得を申し出るものでございます。

議案を1枚おめくりいただき、「教育財産の取得の申出について」をご覧ください。

所在地は、杉並区久我山二丁目873番1ほかで、面積は合計で7,405.45平方メートルでございます。

1枚おめくりいただきまして、案内図をご覧ください。富士見丘中学校の隣の斜線部分、こちらが取得対象の企業用地でございます。

所有権者は王子ホールディングス株式会社でございます。

本件は、富士見丘地域における教育環境懇談会のまとめを踏まえまして、企業用地を取得することによりまして、当該用地に富士見丘小学校が移転し、富士見丘中学校と一体的な整備を図ることができるため、取得することとしたものでございます。

最後に、本年12月に用地を取得した後、王子ホールディングスが建物等の解体、整地を行いまして、平成29年10月ごろに用地の引き渡しを受ける予定でございます。

今後の小・中学校の一体的整備の考え方や周辺の道路の整備など、関連する様々な課題について検討・調整を行いまして、平成35年4月開校に向けて取り組んでまいります。

以上で説明は終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

伊井委員 今後に関しまして、ここに小学校、それから中学校と、小・中ということであれば、あそこの道路のところはものすごく久我山小学校の方に向けても富士見丘からおりていく道で、結構すれ違うのも大変だったりしますので、学区域のこととか、今の富士見丘小学校の位置を考えますと、いろいろな問題、課題も出てくると思いますので、それとやはり用地が広がることによって、住民の方々との話し合いとか、そのあたりも慎重に進めていただけたらありがたいなと思います。よろしくお願いたします。

学校整備課長 貴重なご意見ありがとうございました。この点につきましては、特にまちづくりの観点も含めまして、慎重に検討していきたいと考えてございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第79号につきましては、原案のとおり可決して異議ございません

か。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第79号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、日程第4、議案第80号「教育財産の用途廃止及び用途変更について」を上程いたします。

引き続き、学校整備課長からご説明いたします。

学校整備課長 それでは、議案第80号につきまして、ご説明申し上げます。

旧永福南小学校跡地につきましては、永福小学校との統合によりまして、平成25年4月に閉校となった後、平成27年度に杉並和泉学園の環境整備工事が完了するまでの間、和泉中学校の生徒が体育等で使用するため、和泉中学校一時使用施設として活用をしております。

今般、この敷地と建物の一部について、区立施設再編整備計画等に基づき、特別養護老人ホーム及び併設する重度身体障害者支援施設の用地、公園用地及び保育所用地として活用するため、用途廃止をするものでございます。

また、引き続き教育財産として、教育委員会が管理する敷地と建物につきましては、こちらも区立施設再編整備計画に基づき、老朽化した永福体育館の移転先として、今後、体育施設を整備することから、用途の変更を行うものでございます。

今後、敷地を分割いたしまして、各所管事業用地として使用するため、これまでおのおの面積の測量を行ってまいりましたが、この度面積が確定をいたしましたので、当議案を提出するものでございます。

まず、土地についてご説明いたしますので、議案をおめくりいただきまして、案内図1というのがございます。こちら3枚目になりますが、こちらをご参照いただきたいと思います。

所在地につきましては、永福一丁目7番6号。地番は永福一丁目63番8ほか20筆で、敷地全体の面積は、太枠で囲った部分の1万737.93平方メートルでございます。このうち、用途廃止する面積につきましては、この斜線が引かれている部分、6,469.01平方メートルでございますが、その内訳は、下に四角で囲ってございますけれども、Aの特別養護老人ホーム及び併設する重度身体障害者支援施設の用地が4,895.74平方メートル。左側の部分でございますけれども、Bの公園用地が893.65平方

メートルと。右側になりますが、Cの保育所用地が679.62平方メートルでございます。引き続き教育財産として教育委員会が管理を行います上の部分、Dの部分。こちらが4,268.92平方メートルの用途につきましては、これまでの「中学校」から「体育施設」へと変更するものでございます。

次に建物についてご説明いたしますので、もう1枚おめくりいただきまして、案内図2をご参照ください。用途廃止をする建物につきましては、特別養護老人ホーム及び併設する重度身体障害者支援施設の用地上にあります。ちょうどこの下の部分、3つ小さい枠で囲ってございますが、この部分でございます。こちらの用地上にある建築物3棟でございます。

まず①の部分、倉庫建25平方メートル。②、真ん中の部分ですが同じく倉庫建12.25平方メートル、そして③の雑屋建便所が、これは16平方メートルとなっております。

なお、敷地北側でございます既存の体育館、校舎等の建物。それが④の部分になるのでございますけれども、こちらの面積が6,159.21平方メートル。こちらの部分についての用途につきましては、これまでの「中学校」から「体育施設」へと変更するものでございます。

最後に、今後の予定でございますが、用途廃止する部分につきましては、教育委員会の議決後、速やかに経理課長に引き継ぎを行います。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第80号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第80号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、引き続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「『すぎなみ教育報』広告掲載料の新設について」ご説明いたします。

現在、タブロイド判の4ページで年間4回、各3万1,500部発行している「すぎなみ教育報」について、読者が手にとりやすく、親しみやすいサイズとする観点から、本年12月号より、A4判の8ページの紙面構成に変更いたします。

これに合わせまして、民間等への広告媒体提供についての基本方針に基づき、広告掲載料を新設することとしたので報告いたします。

広告掲載料の算定根拠ですが、「すぎなみ教育報」の発行に関する経費を基礎として、1ページ分、つまり全面広告とした場合の掲載料を算出いたします。その掲載料をもとに掲載スペースの割合に応じた掲載料といたします。

なお、裏表紙の外側につきましては、その掲載料を2倍とすることから、今回の掲載料について、46ミリ掛ける92ミリの規格で2万円となっております。なお、募集枠については2枠とし、9月1日号の「広報すぎなみ」及びホームページに掲載し、募集いたします。

説明は以上でございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

折井委員 2点お伺いしたいのですけれども、こういった区内の広報紙で、広告を載せているような媒体というのはほかにありますか。

庶務課長 「広報すぎなみ」のほか、「わたしの便利帳」、それから高齢者部門で出しております「高齢者のしおり」など多数ございます。最近では、区民課で出している住民票とか、そういったものを受け取る時に入れる封筒があるのですけれども、そこに企業の広告が載っている例がございます。

折井委員 ほかにもいろいろあるということなのですが、こちらの教育報も広告の媒体として、企業の方たちに魅力的に映るのかなというのは、どうなのかというところが知りたいので、要はきちんと広告のスペースをつくったので、何も広告が載らないのは困りますので、そのあたりはどのようなお考えでいらっしゃいますか。

庶務課長 他の自治体の例を見ますと、教育関係に限らず不動産ですとか電気屋さんですとか、様々な広告がございます。杉並の教育報の場合には、児童・生徒を通じて保護者に確実に手に渡るというメリットもございますので、多数の方に応募していただけたらなと思っております。

伊井委員 そうすると、教育報という対象となる読み物としては、募集するところの対象には全く制限をかけないと。制限と言ったらおかしいですけれども、いろいろな企業さんが載るといふことでしょうか。

庶務課長 そのとおりでございます。ただ、例えば教科書採択が近いときに、教科書の発行会社の広告が載るといふのはふさわしくないと思いますので、そういったところは一部規制というか、一定の期間、一定の広告は掲載できないという形を考えてございます。

あと、政治、宗教、公序良俗に反するようなものも当然掲載できないことになっております。

折井委員 広告料のためにこういった広告媒体として提供するので、いたし方ないのかなと思うのですけれども、教育報の下に美容院の広告ですとか、不動産の広告があるよりは、教育関係のものがあると本当はいいのになという希望は持っているのですが、今後、どうなるのかなといふのは楽しみにしたいと思います。

庶務課長 多数の場合には、基準の中に入っていれば抽せんという形で決定をしていきたいと考えております。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 「学校運営協議会委員の任命について」、ご報告をさせていただきます。

先ほどご議決いただきました新規指定の5校、再指定の中瀬中学校。まず、こちらにつきまして、それぞれ学校運営協議会を構成いたします委員が新規に任命、あるいは再任名という形で更新されます。

表の中で桃井第五小学校、大宮小学校、東原中学校、中瀬中学校、神明中学校、宮前中学校、泉南中学校でございますが、大宮小学校につきましては、現在4年間の指定期間のうちの第1期の2年が経過したところでございますので、それぞれ新規の方もいらっしゃいますけれども、平成28年10月1日付で改めて任命するものでございます。

桃井第五小学校につきましては新規、大宮小学校につきましては、それぞれ2期目、1期目の方がいらっしゃるというような形でお読みいただければと思います。

また、中瀬中学校につきましては再指定でございますので、今度は28年10月1日から、新たに2年間の任期で委員を指定するものでございます。

また、そのほかの学校につきましては、公募委員につきましては、この新たに指定するという機会を捉えまして、これまで欠員になっておりました公募委員の公募もあわせていたしまして、選考させていただいた結果、公募委員として任命させていただくところでございます。

松ノ木中学校のお一方につきましては、欠員になりました学識経験者の枠を1名任命するというところでございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

久保田委員 今回桃井第五小学校と、それから中瀬中学校の委員の方のお名前でも兼任の方がいらっしゃるのですが、兼任についての何らかの原則というか、取り決めみたいなものはありますでしょうか。

片方は校長推薦で、片方は公募で出ておりますが、そこについて教えていただければと思います。

学校支援課長 委員の校長推薦、公募に限らず、兼任はまず制限をしているところではございません。兼任可能でございます。

また、桃井第五小学校の校長推薦と公募の部分とでいらっしゃるというところにつきましても、それぞれの学校の中で校長推薦というのは校長先生が推薦されたところでございますので、公募につきましては手挙げの形で応募をいただき、選考させていただいたところでございます。

中瀬中学校につきましては、公募の委員さんについては3期目ということでございまして、これまでの任期を更新するというところでございます。

以上でございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

折井委員 今回、かなり多くの方の任命が図られますので、ちょっと気になったのですが、学識経験者。例えば神明中学校なども3名の方ということで結構人数が多いのですが、この学識経験者というのは、基本的に教育関係の方ということなんでしょうか。それともどういう基準で、学識経験者で、校長推薦になっているか。そのあたりを少し教えて

いただけますか。

学校支援課長 まず、学識経験者でございますけれども、いわゆる言葉どおりの学識経験者でございますして、大学の教授、准教授の資格をお持ちの方、あるいはこれまで小・中・高校の校長先生、副校長先生等の管理職、あるいは管理職を経験されたことのある方、また、学校の運営について、いろいろお知恵を拝借するということがございますので、会社経営者、あるいは会社経営をこれまでされてきたような方、それに加えて、あるいは弁護士、そういった方を学識経験者という形で私どもは捉えてございます。

校長推薦につきましては、これは校長先生が自分のお考えを相談できる方と申しますか、いろいろとアドバイスいただける方といえますか、校長先生が必要だと言われる方がそのまま校長推薦という形になるということでございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

對馬委員 東原中学校、今期初めてですよ。この中に学識経験者の方はいらっしゃらないようなのですけれども、そういう3つのお立場の中でどこかが欠けるとするのは、バランスが悪いということはないのでしょうか。

学校支援課長 東原中学校につきましても、現在、学識経験者候補者が実はおられまして、現在調整をさせていただいているところでございます。学校運営協議会はやはり学識経験者、校長推薦、公募という形のバランスの中で運営するのがもちろんいいわけでございますので、想定されているところでもございますので、決定次第、またご報告は早急にさせていただきます。

伊井委員 学識経験者とかそういうことだけではなくて、そのメンバーにつきましても、学校だけで探し得ない場合は、担当課で、学校支援課を含めましてご相談に乗るような形で、学校と十分に協議を進めたり、また、ご指導いただきながらメンバーをふさわしい形に決めていくような形で、ぜひ今後ともご指導いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

学校支援課長 もちろん、なかなか難しいケースもございますので、私どももいろいろと実情を伺う中で、校長先生なり、あるいは評議員会の皆さんなり、その辺の話を聞きながら必要なアドバイスはさせていただきます。

て、今後もそういう形でやらせていただこうと考えてございます。

教育長 この学校運営協議会委員の中に、大学生はいますか。

学校支援課長 大学生はおりません。

教育長 大学生に準じる20代の若者もいないということですか。

学校支援課長 20代の方はいらっしゃらなかったと記憶しております。

教育長 20代とか30代の方は、日中開かれたり、あるいはたとえ夜であったとしてもいろいろな生活のバックグラウンドがありますから、こういう会に出にくいかもしれないけれども、考えようによっては大学生がいたりとか、20代、30代のまだ子どもが学校に行っていない、保護者ではない地域住民、そういう人たちが入ってくるというのも私はいいことではないかなと思うのです。

つまり地域コミュニティを形成していくのは、リタイアした年寄りが余暇としてやることではなくて、むしろ生活の一番中心というか、収入を得るために仕事をするということも恐らく一番大事なことのだけども、またもう一方で、地域コミュニティに参画していくということも大事なことで、学校とか子育てということをテーマにしたコミュニティの活動というのは利害がそんなに衝突しないので、入りやすいのですよね。そうすると、いわゆる教育とか子どもの成長ということについては、別に経験者だけが発言権を持っているわけではないから、若い人も子育てをしたことがない人も、そういういろいろな人が入ってきてくれるといいなと思います。

それはなぜかと言うと、教育ビジョンをつくったときに、20代の大学院生の女性に委員になってもらっていたのです。そのときに、非常に若い人ならではの発言も伺うことができたし、そういうこれから地域社会を担っていく人たちの意見ということも大事だから、いろいろな折に学生とはいわないけれども、たとえ子育てしていない人でも大丈夫ですよとか、やってみませんかというような形で、ぜひ学校の運営協議会にも働きかけて、非常にバラエティに富んだ構成にしていくことも必要かなと思います。「指導」ではなく支援課ですので、そういった方向で支援をしていただければと思います。

学校支援課長 今後、十分心にとめて、いろいろと学校と相談させていただきます。

對馬委員 今、教育長がおっしゃったことはすごくいいと思うのですけれ

ども、この学校運営協議会委員の年齢枠というのは、上も下も何かあるのでしょうか。

学校支援課長 下については、小・中学生というわけにもいきませんし、高校生もちょっとどうかなとも思いますので、大体成人以上かなと思っているところではございます。少なくとも大学生以上かなとは思いますが。上につきましては、特段の制限を設けてございません。

折井委員 運動会とかに行くと、高校生とか大学生に会ったこともあるのです。近所に住んでいて、運動会をやっているからちょっと見にきたと。地域住民だって、卒業生だとかもう少し大きくなったお兄さん、お姉さんだった人が興味を持っていることもあるのかなと思うので、例えば成人式のように大きな集まりをするので、地域の自分の卒業した学校にかかわりたい人はいないですかと声をかけるとか。

本当に教育長がおっしゃっていただいたことは、私もふだん大学生とかかわっている人間として、彼らは奇抜などんでもないとも言いますが、本当にすごくしっかりとした意見を持っている人もとても多いです。私たちみたいな年齢より上の、やや固まってきたような人間とは違う柔軟性がありますので、ぜひ教育長のご意見をこれから進めていっていただけると本当にいいと思います。

イメージとして地域の方の中心メンバー、そもそもの中心メンバーの方とか町内会の方だとか、PTAの会長さんだった方とか、そういう方がなるものだというものすごくイメージがついていますので、これが壊されると、また本当に学校運営協議会の性質が変わってくるのではないかなと、今回の教育長のお話を伺って思いました。

事務局次長 この間、教育委員会でいろいろと取組を進めていく中で、例えば小・中学生未来サミットでは、中学校を卒業したOB・OGと一緒にあって、いろいろと意見を出し、考えてもらっておりますし、あるいはこの間の次世代育成基金を活用した事業についても、委員の皆様のご意見をいただきながら、OB・OGと連携した取組を少しずつ深めていっております。

ですから、学校運営協議会の委員そのものに何か特段の年齢制限があるわけではないので、そこはもっと柔軟に、いろいろ多様な意見を学校の教育活動に反映し、一緒に地域づくりを深めていけるようにこれからも十分模索してまいりたいと考えています。

庶務課長 それでは、報告事項 2 番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項 3 番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは28年 7 月分の共催・後援名義使用承認についてご報告をいたします。

7 月分の合計ですけれども、総数で48件でございます。内訳は定例が47件、新規が 1 件でございます。共催・後援の内訳は、共催が18件、後援が30件でございます。

新規の 1 件は生涯学習推進課の担当のものでございまして、2 ページをご覧ください。種別は新規、名義は後援で、団体名は「明治大学国際教育センター」、事業名は「イングリッシュカフェ」となっております。

私からの説明は以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項 3 番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、報告事項 4 番「平成28年度『すぎなみ小・中学生未来サミット』の実施報告について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

済美教育センター統括指導主事 私からは平成28年度「すぎなみ小・中学生未来サミット」を実施しましたので、この点について報告をいたします。

平成25年度から 3 回にわたり実施してきた「中学生生徒会サミット」について、今年度から新たに小学生を交え、名称も変更して、「すぎなみ小・中学生未来サミット」として開催いたしました。

目的、日時、場所は掲載のとおりです。

今年度の実施内容について説明いたします。今年度のテーマは「明るい学校づくりをするためには」としました。

当日の第 1 部では、今年度のテーマについて、小中一貫教育に取り組んでいる小学校と中学校が連携しているグループの代表児童・生徒により、パワーポイント資料をつくり、発表が行われました。

続いて第 2 部では、連携しているグループを代表して、中学校の第 4

分区の連携校グループの代表児童・生徒が登壇し、パネルディスカッションを実施してまいりました。当初、参加した小学生が登壇し、中学生と一緒にパネルディスカッションができるのかという不安もありましたが、登壇した小学生は、小学生ならではの考えを堂々と発言することができ、小学生を交えて行う意義を確認できたところでございます。

また、パネルディスカッションのコーディネーターには、元全日本女子バレーボール選手である三屋裕子氏をお招きし、三屋氏からもみずから背が高いことでいじめに遭い、バレーボールとの出会いで生きがいを持つことができたことのお話をしていただき、全体をまとめていただきました。

参加人数ですが、小学生や学校関係者が増加したことにより、昨年度より225名多い559名の参加がありました。

今後につきましては、サミットで話し合われた内容等について、各学校及び連携校グループで具体的な取組を推進してまいります。

また、11月28日から30日までの3日間、区役所1階のロビーに、当日活用したポスター等を展示し、今回の取組を区民等に周知してまいります。

以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項5番「平成28年度『杉並区中学生海外留学事業（第4期）』の実施報告について」、済美教育センター所長からご説明いたします。

済美教育センター所長 私から、「平成28年度『杉並区中学生海外留学（第4期）』の実施について」ご報告いたします。

今年度で4回目となるこの事業は、平成28年8月17日から8月29日まで、杉並区との交流都市であるオーストラリア、ウィロビー市を中心に、区内在住生徒25名が、様々な体験を行ってまいりました。

目的及び派遣者につきましては、記載されたとおりでございます。

生徒は一人ひとりみずからの課題を設定し、これまでの事前学習において調べ学習やグループ協議などを行い、オーストラリアに関しての知

識や英語の技能を学習してまいりました。

また、今年度は西宮中学校と杉並和泉学園にあるテレビ会議システムを活用し、ウィロビーガールズハイスクールの生徒との交流も事前に行なってまいりました。

生徒はみずからのテーマについてシドニー市内やホームステイ先、体験入学を行ったハイスクールなどにおいて文献調査を行ったり、街頭でインタビュー調査を行ったりして、みずからの研究内容を深めてまいりました。

行程につきましては、お配りした別紙参考資料をご覧ください。

研究テーマとしては、食文化や環境問題、多文化理解などが上げられております。また、受け入れのハイスクールでは、現地の生徒との交流や英語を母国語としない生徒に対する英語プログラムを実施し、みずからの英語力も高めてまいりました。

最初は直接話しかけることをためらっていた生徒たちも、徐々にみずから積極的に様々な人とコミュニケーションをとるようになり、目的を達成させていったことは、杉並の中学生の力を感じる場面となりました。

この中学生海外留学の狙いである海外での国際交流の直接体験を通して、豊かな人間性を培い、国際感覚や英語によるコミュニケーション能力を育成することについて、大きな成果が得られたものと考えております。

今後の予定でございますが、3回の事後学習会において、これまでの研究をまとめ、11月27日に成果報告会を実施してまいります。また、各学校において成果を発表する場を設けるとともに、この成果を今後の海外留学事業に還元する取組も実施してまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項5番につきまして、以上とさせていただきます。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に庶務課長、何か連絡事項はございますか。

庶務課長 次回の日程でございますが、議会日程の都合によりまして、9

月14日につきましては休会とさせていただきます。次の定例会は9月28日水曜日、午後2時からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、議事の関係上、ここで一旦休憩といたします。

午後2時47分休憩

(休憩)

午後2時52分再開

教育長 それでは、委員会を再開いたします。庶務課長から報告をお願いいたします。

庶務課長 ご報告いたします。先ほどご議決いただいた議案第79号に関連いたしまして、先ほど区長から第3回区議会定例会に提出する予定の議案についての意見照会がございましたので、ただいま追加で議案第82号をお配りさせていただきました。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。それでは、引き続き議案の審議を行いますが、追加で提出された議案第82号につきましても、本日の委員会で審議することとし、また、当該案件は区的意思形成過程上の案件でもございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第5、議案第81号「平成28年度杉並区一般会計補正予算(第5号)」を上程いたします。

議案を2枚おめくりいただき、補正予算概要の2ページをご覧ください。教育費の歳入歳出予算に関するものは、「永福体育館の移転改修」の1事業でございます。

老朽化した永福体育館について、旧永福南小学校跡地を移転先として体育館等を改修することとし、平成29年度の開設に向けて実施計画等を行ってきたところですが、永福地域における平成31年度までの保育需要

数等の見込みを踏まえ、当該跡地の整備方針を一部変更し、敷地の一部に保育施設を整備することとなりました。

このことに伴いまして、移転改修に関する永福体育館の設計を一部変更する必要があることから、工事に要する期間が当初予定していた平成28年10月から平成29年12月までを、新たに平成29年3月から平成30年6月までに変更いたします。そのため、本年度予定していた工事に要する費用等から1億4,980万円を減額するものでございます。

なお、このことに伴いまして、地方債の補正も行いますので、5ページをご覧ください。先ほどご説明いたしましたとおり、今年度の工事費等が減額となることに伴い、当初設定しておりました地方債の限度額を1億1,100万円減額し、2億4,400万円とするものでございます。

また、債務負担行為の補正も行いますので、4ページをご覧ください。永福体育館の移転改修工事は、平成30年度までを要する見込みとなりましたので、期間は平成30年度までとし、限度額は10億6,000万円としております。

最後に3ページをご覧ください。今回の補正額は1億4,980万円の減額でございます。補正後の教育費の総額は167億5,642万2,000円となっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第81号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第81号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして議案第82号「平成28年度杉並区用地会計予算」を上程いたします。

議案を2枚おめくりいただき、予算概要の2ページをご覧ください。富士見丘地域における新しい学校づくりにおいては、富士見丘中学校に隣接する企業用地を活用し、小・中学校を一体的に整備することとしております。この度、富士見丘中学校に隣接する企業用地が取得できる見

込みとなったことから、用地会計を活用し、当該用地の取得のための予算を計上するものでございます。

2ページをご覧ください。用地の取得に伴う補償金として、物件移転補償費の2割については、翌年度以降に支払うこととしていることから、平成29年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

3ページをご覧ください。財源としては地方債でございますが、公共用地先行取得等事業債を活用し、40億4,400万円を限度額として設定するものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の裁決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第82号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第82号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。